HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	エコロジー的民主主義が示す環境倫理学の課題
Author(s)	増渕, 隆史
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 137, 1(左)-22(左)
Issue Date	2012-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49812
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_MASUBUCH.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学研究科紀要 137 （2012）

エコロジー的民主主義が示す環境倫理学の課題

増 渕 隆 史

１．はじめに

環境にインパクトを与える可能性のある人間の諸活動に関する意思決定の問題 ── そのような活動の可否はだれがどのような形で決めるべきなのかという問題 ── は，現代社会においてきわめて重要な問題となっている。この課題に対して，近年の環境倫理学ないし環境政治思想では，そのような意思決定は専門家や企業など特定の者だけではなく，広く一般市民の各層を含んだ民主的な手続きによるべきだとする考えが有力になってきた。そしてそのような民主的意思決定のフレームワークとしていわゆる「熟議民主主義（Deliberative Democracy）」の考え方を採用する立場が台頭してきている。

しかし最近になって，この熟議民主主義は環境問題を解決する制度として万全のものではないとして，それに代わる政治的制度を提案する動きが現われている。このような提案のうち，熟議民主主義の欠点を補完する形の代替的政治制度を描き出しているものとして，ロビン・エッカースリー（Robyn Eckersley）の「エコロジー的民主主義（Ecological Democracy）」がある。

本稿の目的は，第一にこの「エコロジー的民主主義」の内容を明らかにすることである。そのための準備段階として，私はまず第２節でエッカースリーの議論の背景にある近年の環境倫理・環境政治諸思想について概観する。次の第３節では，エッカースリーが熟議民主主義という制度に対する評価と，環境問題の解決の手段として不十分であるとする理由を概観する。そして第４節では，熟議民主主義の欠点を修正した彼女の「エコロジー的民主主義」

の特徴を示すこととする。

本稿の第二の目的は，エコロジー的民主主義が倫理学に与える含意について明らかにすることである。私の考えでは，エコロジー的民主主義が適切に機能するためには，環境倫理学から倫理的原理が提供される必要がある。その理由と環境倫理学が提示すべき倫理的原理ないし言説については第 5 節で，私の見解を述べることとしたい。

2．近年の環境倫理・政治思想の潮流

私の見るところ，近年の環境倫理学ないし環境政治思想における議論においては，以下の 3 つの要素がキーコンセプトとして大きな影響を与えているように思われる。第一のキーコンセプトは環境プラグマティズムである。環境プラグマティズムの特徴は，第一に哲学的立場として価値の多元論をとることにある[1]。このことが意味しているのは，従来の環境思想によく見られた「環境ないし自然界の価値」の一元化を目指す議論を排除することにある。環境プラグマティズムの擁護者によれば，自然界の価値に関する論争，典型的には自然界の存在物には内在的価値があるか否かといった論争はドグマティックであり，多様な価値観を尊重する道徳的多元論の立場をとるべきだということになる[2]。特定の自然環境に関する価値観が絶対的なものとして扱われることは，他の価値観を持つ人々を抑圧することにつながり，好ましくないとするのが環境プラグマティズムの基本的な倫理的立場である。

環境プラグマティズムの第二の特徴は，環境倫理学の主たる使命を現実に発生している環境問題の解決に置くことである。この考え方によれば，現代では環境問題は緊急に対策を講ずるべき危機的な問題となっているが，倫理学者が環境倫理を考えるにあたり，自然の価値の本質といった理論的な探究にのみもっぱら終始するなら，倫理学の実践的側面，すなわち現実の環境問

[1] Des Jardins, p.267, 邦訳 410 ページ参照。

[2] Eckersley, 2002, p.49.

題の解決への貢献という使命を果たすことが困難となる。いま環境倫理学に求められていることは，これらの危機への対処，すなわち問題の意味や原因そして解決策を明らかにすることであるというのが環境倫理学の役割に関する環境プラグマティストの理解である[3]。

第二のキーコンセプトは，熟議民主主義である。そしてこの熟議民主主義というコンセプトは上記の環境プラグマティズムと密接に関連している。すでに述べたとおり，環境プラグマティズムは環境問題の解決という実践的課題に重きを置いており，かつ環境問題の多くは対立する環境に関する思想の妥当性ではなく，社会的・政治的実践によって解決されるべきであると考えている。そうであるとするならば，次に必要となることは，環境問題を解決するための社会的・政治的実践の制度として適切であると思われる制度を考えることである。そしてそのような制度のうち現在最も有望な制度して多くの論者の支持を集めているのが熟議民主主義である[4]。ガットマンとトンプソンによれば，熟議民主主義とは「…自由で平等な市民（とその代表）が，現在の時点では全市民を拘束するが，将来的には反論を受け入れるような結論に至る目的を持って，おたがいに相互に受け入れ可能で一般的にアクセスできる理由を提示する過程の中で決定を正当化する統治体の形式」である[5]。簡潔にいえば，熟議民主主義とは市民の制約なき討議による合意を政策の正当性の基礎に置く民主主義の一形態である。環境問題に関して熟議民主主義を採用する利点は，第一に環境問題に関して特定の人々が意思決定権を独占する状況を排除することができるということである。これまでの環境問題の多くは，環境へインパクトを与える可能性がある行動の可否をもっぱら専門家や行政官庁，企業など特定の社会的アクターが決定するという意思決定構造が一つの主要な原因となって発生してきた。このような社会的・政治的意思

[3] Light and Katz, p.1.

[4] 環境問題に関する意思決定方法として，民主主義的な熟議ないし討議は最も妥当な手法であるという見解についてはたとえば Dryzek を参照。

[5] Gutmann and Thompson, p.7.

決定制度の弊害を排除するためには，代替的制度として多くの関係者が決定に関与しうる制度を採用することが望ましい。その観点からすると，市民の参加と合意形成を特徴とする熟議民主主義はその弊害を除去する代替的制度として望ましい条件を備えている。

第二の利点は多数決による意思決定から生じる弊害の排除である。現行の議会制民主主義においては多くの場合，意思決定は最終的には多数決に委ねられるが，この議決方式はどうしても少数者の利益や権利を排除する傾向を免れられない。熟議民主主義の意思決定は多数決ではなく，市民相互の討議による合意を原則としており，この点で社会の多数者による少数者の排除を抑制できる効果がある。環境問題の多くは，環境正義の問題として，つまり劣悪な環境とそれから生じる様々な不利益を社会の少数者ないし弱者に押し付けるという形で発生しているが，熟議民主主義は，このような環境に関する不正義を防止ないし是正しうる制度であるという点でも，多くの論者によって支持されている。

第三のキーコンセプトはいまふれた環境正義である。近年の環境倫理学では正義の観点から環境問題をとらえる論者が増えてきている。環境正義の問題は，大きく分けて分配的正義の問題と手続的正義の問題に大別される。分配的正義の問題とは,環境の悪化を招くような活動は貧困層やマイノリティ，子供などの社会的弱者に対してより深刻な影響を与え，富裕層や社会の多数派などに比べて不公平な状況が発生しているという問題であり，いわば環境被害の実質的な分配の問題である。企業が起こす公害による健康被害は，まず子供や老人などの弱者に発生する。手続的正義の問題とは，先に熟議民主主義の所でふれたように，環境や健康に被害を及ぼす可能性のある行為の可否に関する決定が，これまで多くの場合専門家や企業など一部の人々によってなされており，潜在的な被害者である地域住民や一般市民にはその意思決定手続きに参加する機会が与えられていないという問題である。環境問題の多くはこのような社会的不正義と密接に関連しており，環境倫理学や環境政治学は，環境と社会の両方の観点からこれらの問題の解決にあたる必要があるという認識が近年になって定着しつつある。

このような潮流を受け，環境倫理・環境政治思想の領域では，現実の環境問題に対する実践的解決に重きを置き，環境における正義を熟議民主主義のフレームワークを用いて実現するという構想を打ち出す研究者が増えてきている。しかしこのような立場に立つ環境倫理学者や環境政治学者の中からは，研究や実践を重ねるにつれ，このようなフレームワークが必ずしも環境問題の解決にとって最善ではないと考える者も現われてきている。そのような論者の一人がロビン・エッカースリーである。彼女の問題意識は，このフレームワークの中の熟議民主主義の部分に主に向けられている。彼女の考えでは，熟議民主主義という政治的制度には環境正義の問題を解決するための制度としては欠点があり，その欠点を改善した新たな民主主義の制度が必要だと主張する。そしてそのような政治制度として彼女が構想しているのが「エコロジー的民主義」である。ではエッカースリーは熟議民主主義のどの部分が不十分であり，また彼女の「エコロジー的民主義」はどのような点で熟議民主主義より優れていると考えているのだろうか。

3．熟議民主主義に対するエッカースリーの評価と批判

エコロジー的民主主義の検討に入る前に，この理論が現代の環境倫理・環境政治思想の文脈とどう関係しているかを知ることは，この理論を理解する上で重要であろう。そこで初めにエッカースリーの思想的立場を前節の３つのキーコンセプトに照らして位置づけてみたい。

環境プラグマティズムに対するエッカースリーの評価は，両義的である。彼女の考えによれば，環境プラグマティズムには高く評価すべき点と，非常に警戒すべき点の両方がある。彼女が考える環境プラグマティズムの優れた点は，環境プラグマティズムが問題解決を重視するところにあると述べる。他方で彼女は，環境プラグマティズムは異なる見解の調停を重視するあまり，漸進主義になりがちで，ラディカルな解決策をとることに保守的であるという傾向があると述べる[6]。

次に環境正義に対する考えを見ると，エッカースリーは環境問題への対応

のなかでとりわけ重要な課題は環境正義の実現にあると考えているように思われる。この点に関する彼女の理解において特徴的なのは，彼女は環境正義を実現するためには，単に環境的財の不平等な分配という実質的問題に取り組むだけではなく，さらに重要な問題として分配の決定手続きの問題について取り組む必要があると考えている点にある。

> しかし環境正義は環境的財と負の財の不平等な配分への懸念以上のことを対象にしている。「ジャガーの車を万人に」という時代遅れの社会主義者の構想は，環境正義は単に有毒廃棄物を万人にという意味だという考えとペアになっている。そのような限定的なものの見方ではそもそもなぜ，そしてどのようにエコロジー的リスクは生まれるのかとか，それらのリスクは必然なのかとか，誰が決定し誰が責任を取るのかということを審議することはできない。環境正義はまた特権的な社会階級と国家が，その他の人々や国が容易に生きることができるように，どのようにしてより容易に活動できるかということに関して批判的な対話を要求する[7]。

このようにエッカースリーは，環境正義の実現においては，環境的リスクを生じうる行為に関する対話や討議の機会が必要であるという点を強調する。そしてこの考え方から彼女の関心はそのような集団的討議および意思決定の制度へ向くわけだが，そこでまず登場するのが熟議民主主義である。しかし，先にも述べたように，エッカースリーの考えは，熟議民主主義は他の政治体制，たとえばリベラル民主義や独裁国家に比べればすぐれた制度であ

---

[6] Eckersley, 2002, p.65. 最終的にはエッカースリーは環境プラグマティストを環境問題の対立を調停する「仲介者」として，また特定の環境思想をもとに環境正義の実現を求める活動家たちを「現状に対する痛烈な批判者」ないし「長期的な視野を持つ先駆者」と位置づけ，熟議民主主義において異なる役割を担うものとして理解する。(Eckersley, 2002, p.50.)

[7] Eckersley, 2004b, pp.1–2.

るが，環境正義の実現の観点からはまた十分とは言えない制度であるというものである。そこから彼女はより優れた制度の構築に向かうわけであるが，それでは熟議民主主義はどのような点で優れた制度であり，どのような点に問題があると彼女は考えているのだろうか。そこで以下ではエッカースリーが熟議民主主義に関して肯定的に評価する点と批判的する点を見ていくこととしたい。

3.1. 熟議民主主義の長所

先にみたとおり，熟議民主主義は自由で平等な市民とその代表による討議による合意を政治的意思決定の原理とする政治体制であるが，エッカースリーによれば，熟議民主主義を構成する要素としては次の３つの要素が特徴的であり，これらの要素によって熟議民主主義は現代の複雑な環境問題の解決に有益な政治制度となっていると述べる[8]。

①制約なき対話

熟議民主主義での討論においては，自由で制約のない対話を行うことが要請される。自由で制約なき対話とは，強制や詐欺，わいろ，その他発言の内容以外の話者の権威や地位などによって影響されない対話のことであり，討議の参加者によって提示される理由に対する自由な批判と非合理性を排除する議論を通じて合意に基づく決定がなされることが要求される。また討議においては正しい情報開示が必要される。これらの要請により，熟議民主主義は環境弱者のエンパワーメントに有効な制度であるとエッカースリーは評価する。

②内包性（inclusiveness）

熟議民主主義はまた，熟議共同体の性質として内包性，すなわち可能な限り広範な社会構成員を熟議の共同体の構成員として受け入れることを要求す

[8] Eckersley, 2004a, pp.116-7.

る。内包性は倫理的意味としては不偏性や他者配慮志向を体現しており，これらの性質は他者の自律への尊敬から派生するものである。このように不偏性や他者への配慮などの倫理的要素を含みうることによって，熟議民主主義はそこで行われる熟議を利己的議論から普遍化可能な議論へと移行させることができる。そしてこのことによって，環境問題の意思決定から排除されがちな社会的弱者を意思決定の場へ参加させることが可能になる。エッカースリーはこの点においても熟議民主主義を評価している。

③社会的学習

さらに熟議民主主義は，参加者に対し熟議の過程で知った他の参加者の主張に対して，それが理にかなったものであると考えれば，自分の選好を変える心構えをもって議論に参加する態度を要求する。このような教育的・社会的学習的要素は熟議民主主義の強みであるとエッカースリーは考える。この要素によって，熟議参加者はオープンさと柔軟性を備えることとなり，新たな状況や情報，修正された主張などに直面したときに適応的で自己修正可能な意思決定ができるようになる。このような性質は総計主義的な民主主義（投票やオピニオン・ポール）にはなく，それらの制度のもとではどうしても特定の選好を持つ参加者の数によって少数派の意見を排除した決定がなされがちである。この社会的学習という熟議民主主義の要素も，多数派が自分たちの知らない少数派たる環境弱者の状況を知り自らの見解を変えることが期待できる点で環境弱者の擁護に有益であり，環境正義を実現させるという目的に資するものである。この点もまたエッカースリーが熟議民主主義を評価する理由の一つとなっている。

3.2. 熟議民主主義の問題点

さてエッカースリーは熟議民主主義には以上のような長所があると評価しつつ，他方で熟議民主主義には環境問題解決のための制度としてはなお不十分な点があると批判する。そのような欠点として彼女があげているのは以下の 4 点である[9]。

①どのような存在者が道徳的配慮の輪の中に含まれるべきかが不明である。

環境倫理の問題の一つに，人間以外の存在者，たとえば野生動物や森林などの人間以外の生物や，景観や地形などの生物以外の自然界の存在物を道徳的配慮の対象にすることをどのように理論的に正当化するかという問題がある。熟議民主主義は，環境に関する倫理的・政治的問題を，参加者による熟議によって解決しようとする理論だが，熟議の参加者の範囲に関する規定をその理論の中にもっていない。このことによって，熟議民主主義の枠組みの中では，人間以外の生物や非生物的対象に関する利益をどう代表するかという問題が未解決になっている。

②全ての影響を受ける他者がどのように代表されるべきかが不明である。

熟議民主主義は自由で平等な市民とその代表による熟議をその理論の中核に据えているが，国家のような大規模な集団においては現実には全市民の参加は不可能であるので，さまざまな市民の利益や権利の代表者たちによる熟議が主要な意思決定方法となる。しかし熟議民主主義の理論では，これらの代表者を選ぶ際に環境にインパクトを与える行為の影響を受ける人々の代表をどのようにして選ぶべきかという基準や方法が示されていない。このことによって熟議民主主義の制度下では，影響を受ける他者（の代表）が熟議に参加することが必ずしも保障されない恐れがある。

③制約なき熟議によってその特権的な地位が脅かされそうな権力者に対して政治的に抵抗するという問題にどう対応したらいいのかが不明である。

環境問題に関しては（あるいは社会問題一般についてもそうかもしれないが），問題を誓約なき熟議にかけることによって不利になる権力者が，議論すること自体を妨害したり，議論を自己に有利なように操作・誘導したりすることがありうる。熟議民主主義の理論は，いかにしてこのような妨害や操作に対処するかという問題について，対処するための規定をもっていないため，

[9] Eckersley, 2004a, p.119.

有効に機能しない恐れがある。

④エコロジカルな民主主義を実現させようとすることに伴う手続的・制度的難点，とくに制約なき議論から最後の意思決定プロセスに移行するときの手続的・制度的難点。

熟議民主主義は制約なき熟議による合意を正統な意思決定手法と位置付けるが，制約なき熟議の結果，参加者の意見がひとつの合意に収斂するという保障はない。また収斂を可能にするような手続きも存在していない。この意思決定手続きの最後の部分が欠如しているという点も熟議民主主義の難点の一つである。

以上がエッカースリーの指摘する熟議民主主義の欠点である。エッカースリーはこのような認識を踏まえ，熟議民主主義の欠点を補う新たな環境問題に関する政治的意思決定理論として「エコロジー的民主主義」を提案するが，次節ではこの理論の内容について概観していくこととする。

4．「エコロジー的民主主義」の概要

前節でわれわれは，熟議民主主義に対するエッカースリーの評価を概観した。それによれば，エッカースリーは熟議民主主義に一定の評価を与えつつも，克服すべき問題点があると考えていた。ではこれから見る彼女の「エコロジー的民主主義」においては，これらの問題点はどのような形で解消されることになるのだろうか。

エッカースリーは熟議民主主義に関して 4 点の問題点をあげていたが，それらの問題点のうちもっとも重要な問題は，②の「全ての影響を受ける他者がどのように代表されるべきかが不明である」という問題であると考える。そして熟議民主主義に代わる新たな理論の主題を，これまで環境問題の熟議の場に参加できなかった社会的アクターの代表の熟議への参加を保障する政治的制度の構築に置く。そしてこのような政治的制度として，環境に関する

様々な権利を憲法上の権利として制定することを提案する。この「環境権の憲法への組み込み，すなわち国家による環境権の保障にもとづく関係者の熟議への参加機会の保障」がエッカースリーのエコロジー的民主主義の基本的要素である。

それではこのエッカースリーの「エコロジー的民主主義」の理論構成を詳しく見ていくこととしよう。まずはなぜエッカースリーが関係者の代表の問題を重視するのかというところから考察を始めたい。

エッカースリーが環境問題の中で環境正義の実現を非常に重視していることはすでに述べた。したがって彼女にとって環境問題の解決のためには環境正義の実現，ないしは環境的不正義の未然防止および是正という要素が重要になってくる。それではエッカースリーは何が環境正義を実現する際の阻害要因になっていると考えているのだろうか？　彼女は環境正義の阻害要因として，環境にインパクトを与える可能性のある行為(リスク創出的意思決定)に関する意思決定の情報が，第三者に全く伝えられていないことをあげる。この点について彼女は以下のように述べる。

> 環境不正義は，説明することができない社会的行為者が空間的・時間的(未来への負担先送り)に彼らの意思決定に伴う環境への負担を善意の第三者に負わせることができ，影響を受ける当事者（とその代表者）がそのいわば「リスク創出的意思決定」について何も知らないという状況下で発生する。環境的不正義は環境的犠牲者の不在であるといえる[10]。

エッカースリーによれば，環境的正義を阻害する最大の原因は潜在的環境被害者に対する情報開示の欠如であり，このことが情報を得られない人々の環境問題への意思決定への参加を不可能にし，不公正な意思決定を生み出すと考える。それではこの「リスク創出的意思決定」に関連する情報の開示はどのようにすれば保障されるのだろうか？　エッカースリーは情報開示を保

[10] Eckersley, 2004b, p.3.

障する有効な手段として，環境に関する情報へのアクセス権などの権利や，環境被害に対する補償の権利を憲法上の権利として制定することを提案する。具体的には彼女は以下のような権利を列挙する[11]。

・環境に関する情報に対する権利
・リスク創出的提案の情報を知らされる権利
・新たな開発と技術の提案の環境へのインパクトに対するアセスメントに参加する権利
・環境基準の交渉に参加する権利
・環境被害を受けるか，受けるおそれがある場合に救済を受ける権利
・NGO や関係する市民に対し，ミニマムの環境基準を含む環境法が守られていることを確認できるようにする第三者訴訟権
・リスクアセスメントにおいて政策立案者や企業の予防的アプローチを取る責任（この責任は予防原理の憲法上の保障という形で表現されるかもしれない。）
・周辺化された社会集団と公益の代弁者への環境的法的援助

このような権利が憲法上の権利として制定されれば，情報にアクセスできない潜在的環境被害者はこの権利に基づいて必要な情報の開示を要求できる。そして憲法上の権利として規定されたこれらの権利は，国家が国民に対して保障する非常に強い法的権利であり，情報開示を請求された関係者がこの請求を拒むことは，よほどの理由がない限り困難となる。このようにして憲法上の環境権の制定は，潜在的環境被害者への情報開示に関して多大な効果がある。

ではこのように憲法上に環境権や環境への責任を規定することが，なぜ環境問題に関する潜在的環境弱者の代表の熟議への参加を保障することになるのだろうか？　この問いに関するエッカースリーの考え方をまとめると，そ

[11] Eckersley, 2004b, pp.8-9 より抜粋。

の答えは次のようなものであると言えるだろう。

①環境問題に関する情報へのアクセスを保障することにより，代表者が育成される。

これまで往々にして排除されていた環境弱者を含めた形で熟議が行われるためには，そもそも熟議に参加する潜在的環境弱者の代表が存在しなければならない。そのような代表者が現れるためには，環境にインパクトを与える可能性のある行為の存在と，その行為のリスクや科学的性質に関する情報や知識が広く開示されていなくてはならない。そのような情報や知識が開示されていなければ，社会の構成員は自分がそのようなリスクにさらされていることすら知ることができないし，それらの問題が自分たちに与える影響について判断することもできないからである。潜在的環境弱者の代表を生み出すためには，そのような情報が入手可能であることが重要であり，そのためには情報の開示を保障する制度が必要である。そしてそのためにもっとも有効な方法が，環境情報へのアクセス権を憲法上の権利として規定することである。この権利を行使することによって潜在的環境弱者は環境にインパクトを与える可能性がある活動に関してさまざまな情報を得ることが可能になり，熟議に参加するために必要な自らの立場に立脚した合理的主張やその理由を形成することができるようになる。そしてそのような人々が生まれれば，その中から実際に熟議へ参加する代表者を輩出することができるようになり，これまでの熟議民主主義の考え方では不可能であった潜在的環境弱者の熟議へ参加が現実のものとなりうるのである。

②環境問題を熟議による意思決定が必要な公共的（政治的）問題として位置づけられる。

環境問題に関する意思決定を民主主義の枠組みの中で行うということは，環境問題を私人間で解決すべき問題ではなく，公共的（政治的）問題として扱うことを意味している。エッカースリーの考えでは，これまで環境問題は国家が積極的に関与すべきではない，私人間での解決に委ねられるべき問題

であると考えられてきた。環境にインパクトを与える可能性のある行為は，多くの場合企業活動等の私的活動の形で行われており，事前の環境アセスメントや，当該企業活動の可否の決定および被害の事後的な補償などは，原則的には当該企業と限られた範囲の直接的な関係者との間の私的な交渉によって決定されるべきだと考えられてきた。エッカースリーによればこの考え方の背後にあるのは，企業活動の自由や契約の自由など，社会的アクターの自由を最大限に尊重するリベラル民主主義の思想である。リベラル民主主義の考え方によれば，企業等の活動は原則として自由に行われるべきであり，そこで問題が起きたり，起きる可能性があったりする場合には，関係する当事者間の私的契約の次元で解決されるべきである。そして当該行為と被害の関係が明白でない限り，このような環境問題に国家は介入しない。このリベラル民主主義に基づく環境問題の理解が，環境問題を公共的熟議のフレームワークに乗せることを阻んできたというのがエッカースリーの見解である。

> 正統派の自由のリベラル的構成に関わる中核的な問題は，分散してはいるが集積的なエコロジー的インパクトと不正義を最も典型的に生み出すまさにそのような領域における意思決定を脱政治化することである。投資，生産，そして消費に関する決定は，もしそれらの行為が直接的で例証できる危害を特定可能な行為者に対して引き起こすと証明できなければ(その証明は決して簡単なことではない)，本質的に個人的かつ私的な問題であると考えられる[12]。

しかしここで述べられている環境問題の顕著な特徴である「分散的かつ集積的」であるという性質，つまり環境問題の原因となる行為は私的であり，そのひとつひとつの行為は個々の行為主体によって社会の至る所で分散して行われるが，被害はその集積として社会的に大きな影響を及ぼすという性質を考えるなら，今日では環境問題の解決を私人間の交渉に委ねることはでき

[12] Eckersley, 2004b, p.6.

ないとエッカースリーは主張する。環境問題は国家が関与する公共的な場で熟議に付されることが必要であり，そのためには憲法上の環境権の保障が不可欠である。なぜならば，環境問題が私人間での解決に委ねられた場合，大方のリベラル民主主義国家では，憲法上の権利ではない環境への権利を根拠とした環境にインパクトを与える可能性のある行為への異議申し立ては，憲法上の権利である私的所有権とそれに基づく私的経済活動の自由という強い権利によって却下されてきたからである。このような状況から脱却し，環境問題を公共的な場で解決することを可能にするためには，環境に関する権利を憲法に組み込み，私的所有権などと同等の強い権利として構成する必要がある。それによって環境問題は初めて公共的問題として政治的意思決定の場で扱うことが可能になり，したがってさまざまな関係者が参加する熟議の対象となりうる。つまり憲法上の環境権の保障によって初めて環境問題は民主主義的熟議の俎上に載せうる問題となるのである。

ここでこれまでの議論をまとめてみよう。エッカースリーが指摘した熟議民主主義の最大の欠点とは，熟議民主主義はすべての関係者（の代表）の参加を保障できないということであった。彼女はこの欠点を克服するために，環境にインパクトを与える可能性のある行為に関する情報へのアクセス権等を憲法上の権利として規定することを提案する。これらの憲法上の環境権により，関係者は環境に対するリスク創出行為の存在とその性質を知ることができ，これにより潜在的環境弱者の代表者が生み出される。これらの知識と主張をもった代表者は，憲法上の環境権の保障のもと，熟議へ参加することが可能となる。さらに環境権を憲法へ組み込むことによって，環境問題は私的に解決されるべき問題ではなく，公共的な政治の領域で意思決定がなされるべき問題となる。環境権を憲法上の権利として設定し，潜在的環境弱者の熟議への参加の機会を確保するとともに，環境問題に関する意思決定の公共化（政治化）を確立すること，これが潜在的環境弱者の参加が保障できず，公共的意思決定が困難であるという熟議民主主義の欠点を補う「エコロジー的民主主義」の基本的な特徴である。

5．倫理学に対するエコロジー的民主主義の含意

ここまでエコロジー的民主主義の内容とその狙いを見てきたが，われわれはこの新たな環境問題に関する政治的フレームワークをどのように評価できるだろうか？　私は，エコロジー的民主主義はこれまで環境問題を引き起こしてきた主要な原因，すなわち環境にインパクトを与える可能性がある行為に関する意思決定が少数の人々によって行われるという構造を改善するための政治制度として，かなり有益な提案と考える。しかしこの提案をさらによく精査してみるなら，われわれはこのエコロジー的民主主義から自らが取り組むべき課題を汲み取ることができるし，その課題に取り組むことが必要であると思う。

それではこのエコロジー的民主主義がわれわれに与える課題とはどのようなものだろうか？　私の考えでは，それはエコロジー的民主主義を有効に機能させるためには，熟議の場において参加者が採用すべき倫理的原理の候補の提示が必要であり，さらにはそのような倫理的言説は，既存の倫理的原理の適用という形で示されるほかに，環境問題の特性に即した形で構成されたものである必要があるということである。われわれがこのことを考える際に留意すべきことは，第一に環境問題には倫理学が他の問題領域で扱う問題とは異なる特有の性質があるということである。第二にその特有の性質は熟議に参加する社会構成員の特性に大きく影響を与え，さらにその構成員の特性は，エコロジー的民主主義における熟議の基本的フレームワークに影響を与える。そして最終的にはこの基本的フレームワークへの影響によって，われわれは熟議の際に参加者が依拠すべき倫理的規範原理の提示を迫られるように思われるのである。ではそれはより具体的にはどのようなことなのか？この論点について私は以下で①環境問題の特徴，②それが熟議の構成員に与える影響，③熟議のフレームワークへの影響，の順に詳しく説明することとしたい。

①環境問題の特徴

エッカースリー自身も言及しているように，私は環境問題に特有の性質は「分散性と集積性」にあると考える。環境問題は，社会的構成員（集団も含む）が個々に（分散的に）行う一つ一つは大した環境へのインパクトのない行為が，多数の構成員によって行われることによって環境に対し集積的に甚大な影響を及ぼすという構造的特徴を持っている。二酸化炭素ガスの排出と地球の温暖化の問題において，家庭からの排出量が大きな割合を占めていることなどを考えてみるとこのことはよく理解できるだろう。

②熟議の構成員に与える影響

そしてこの特徴が熟議の構成員に与える影響とは，環境問題に関しては多くの構成員が被害者もしくは加害者のどちらかの地位にはっきり区分けされることがないということである。つまり環境問題においては一般的にだれもが加害者でありうるし，かつ被害者でもありうるということである。さらに言えば，環境問題に関してはだれもが環境にインパクトを与えうる活動に関する意思決定を行わなければならないが，誰もがその活動を行う理由があり（例：その活動から生活上の利便や経済的利益を得る），また差し控える理由もある（例：環境の悪化による被害を避ける）。

エッカースリーは確かにこの「分散性と集積性」という環境問題の特徴を把握してはいる。しかしこの点に対して彼女は，前節での引用部分からうかがえるように，分散的な行為に関する意思決定を公共的な熟議において政治的に解決する体制が確立されれば，この問題は解決されると考えているように思える。そこでは「分散性と集積性」という概念は，環境にインパクトを与えうる行為の主体がこれまでその個別行為の影響の小ささを理由に，その行為に伴う問題の解決を私的な交渉の問題と理解して対応してきたという事実を説明する理由と，熟議という政治制度を導入してその状況を改める必要があるという主張の根拠として用いられている。確かにこれまで多くの環境問題がこのような構図の下で引き起こされてきたことは事実であるし，現在でもこの構図によって環境問題が引き起こされているということもまた事実

であるかもしれない。しかし環境問題における「分散性と集積性」という概念の重要性はそこにあるのではないと私は考える。すでに述べたように私は，この「分散性と集積性」という概念の重要な意味は，環境と人間に害を与える行為者と被害者は同一であり得るし，どちらの立場に立つにせよそれなりの理由があり，明確にどちらかに立場に立つことを決定することは容易にはできないということにあると考える。そしてこの概念からはそのような両義的な立場の間で揺れる行為主体の姿が描き出される。

③熟議のフレームワークへの影響

エッカースリーはこの点で環境問題を，依然としてもっぱらインパクトを与える活動のみを行う加害者ともっぱら被害のみを受ける者の間での正義の実現という構図のもとで理解しているように思われる。確かにそのような構図の下で起きうる環境問題は存在するだろうし，この種の問題に関しては，エコロジー的民主主義は有効な対応策であろう。そのような問題を扱う場合，熟議への参加者はそれぞれ自分の立場に基づいて意見や理由を提示しあい，どの参加者が最も不公正な被害を受けるかという観点から合意に至ることが可能であろう。しかし，熟議参加者が環境への加害者であり，かつ被害者でもあるという性質を持ち，それぞれの立場から行為することにそれなりの理由がある場合，いったい熟議に参加する代表者は誰のどの利害を持つ代表者として参加することになるのか？　またそのような両義的な人々の代表者たちというのはどのような人たちなのか？　さらにそのような代表者が存在しうるとすれば，彼らはどのような態度で熟議に参加し意思決定を行えばいいのか？　そしてそのような参加者によって実現されるべき正義とはどのようなものなのか？　分散性と集積性という環境問題の特徴から導き出される市民像が両義的な立場に揺れる社会構成員であるとすれば，エコロジー的民主主義が示す熟議を可能とするフレームワーク，つまり環境的問題の潜在的加害者と被害者のそれぞれの立場からの意見表明による制約なき議論や代表者による討議制度というフレームワークはもちろんここには単純には適用できないだろう。

ここまでの私の考えが妥当であれば，エッカースリーのエコロジー的民主主義は限定された範囲の環境問題にしか適用できないように思われる。しかしこのことはエコロジー的民主主義という制度論の欠点ではないと私は考える。エコロジー的民主主義の射程に関する私の疑問が示していることはむしろ，環境をめぐる政治的制度を有効に機能させるには，両義的な立場に揺れる参加者が自分の見解を構成するための，よりどころとなる何らかの倫理的思考ないし思考方法が必要であるということであり，そのような言説の提示こそが環境倫理学に今求められているということである。

ではそこでわれわれはどのような倫理的思考や思考方法，あるいは倫理的原理といったものを提示することができるだろうか？　一つのパターンとして，われわれはそのような状況下における適切な思考の手続きを示す倫理的原理を適用することができるかもしれない。たとえば，ロールズが無知のヴェールという思考実験の形で示した自己の立場や利害を離れた思考を熟議参加者に課すといった考え方や[13]，あるいは逆にヘアの提示した「影響を受けるすべての人が有する同等の選好には同等の注意を払うこと」[14] といった考え方を熟議の手続き的ルールとして提案するといったことができるかもしれない。これらの手続き的ルールは合意への収斂の実現という面ではその効果は間接的かもしれないが，自分のとるべき立場を決めかねており，それゆえに特定の立場からの意見や理由を提示できない参加者の間で熟議を行わねばならない状況では，議論を導く規範的ルールとして重要な役割を果たすかもしれない。

また，どんな思想的立場に立つ人であっても同意できるような倫理的原理を探すという方法論に基づいて，なんらかの普遍性の高い実質的倫理的原理を提案するということも可能であるかもしれない。たとえばノートンは環境運動の活動家だけでなく，それ以外の広い範囲の人々にも受け入れられるであろう実質的原理として世代間の衡平を基礎とする「持続可能性の原理」を

[13] Rawls, pp.136-42.　邦訳 105-10 ページ参照。
[14] Hare, p.91.　邦訳 136 ページ参照。

あげている[15]。もしこの原理が熟議の参加者全員に受け入れられる原理として採用されるならば，両義的な立場を持つ参加者の熟議の結果がこの原理に沿って収斂し，正義にかなう意思決定を行うことが可能になるかもしれない。

しかし，より強くわれわれに求められることは，既存の倫理学や政治哲学の一般的原理を適用することだけではなく，環境問題固有の特質により適合した新たな倫理的原理を構成することであろう。ここまで私は「分散性と集積性」が環境問題固有の特徴であると指摘してきた。そこで，さらによりラディカルな試みとして，「分散性と集積性」という環境問題固有の特徴からその特徴に即した新たな倫理的原理を構成することが求められるだろう[16]。つまり，「分散的かつ集積的」であるとか，誰もが加害者でありかつ被害者でもありうるという環境問題の特質それ自体から要請されるある程度特殊な，そしてそれ故に環境問題の文脈では実効性のある規範を新たに生み出すことが要請されるかもしれない。たとえば責任という倫理的規範概念が一般に行為とその帰結の間の因果的関係を必要とするならば，分散性と集積性を特質とする類の環境問題にはこの概念を適用することは難しいであろう。私の車の使用が地球上のどこかの気温を何度か上昇させたというような事実の立証はおそらく誰にもできないからである。しかし個々の行為の集積が大規模な集積的被害を生んでいるということが事実であり，それがわれわれにとって解決しなければならない問題として存在しているとすれば，われわれは自分の行為を差し控える実践的必要性があり，そこから何らかの新たな規範的概念を構成することが要請される。たとえば個人の行為は微細であっても，集積が必然的であり，それによって生じる被害がわれわれやその他の生物，そしてわれわれの生存の基盤である生態系の存続を危うくするとすれば，われわれは自分のできる範囲で車の使用を控える必要がある，といった今までの責任概念よりもより強い責任概念を，環境問題解決のための倫理的原理の候補

[15] Norton, p.121.

[16] 倫理的問題の本質的な特性から構成的に倫理的原理を導き出すという考え方は，コースガードの構成主義の考え方を援用したものである。詳細は Korsgaard, p.7 を参照。

として提示することができるかもしれない[17]。そしてこの概念は，熟議にかけられたなら，環境問題に関係する者すべてが受け入れなければならない規範として認められることになるかもしれない。しかし反対に個人の自由に対する制約があまりにも強すぎるとして却下されるかもしれない。しかしどのような倫理的言説が最終的に採用されるかは別として，熟議の場において公共的な規範的ルールとして受け入れられる候補となりうる倫理的言説を提示する試みそのものは，環境倫理学の責務であると私は思うし，それがエコロジー的民主主義からわれわれに突き付けられた問いであるように思われる。

参考文献

Bosselmann, K., (2008), *The Principle of Sustainability*, Ashgate.

Des Jardins, J.R., (2001), *Environmental Ethics (Third Edition)*, Wadsworth.（邦訳 『環境倫理学 ── 環境哲学入門』，新田功・生方卓・藏本忍・大森正之訳，出版研，2005 年）

Dryzek, J.D., (1987), *Rational Ecology*, Basil Blackwell.

Eckersley, R., (2002), 'Environmental Pragmatism, Ecocentrism, and Deliberative Democracy', *Democracy and the Claims of Nature*, Ben A. Minteer and Bob Pepperman Taylor (eds.), Rowman & Littlefield, pp.49–69.

――, (2004a), *The Green State*, The MIT Press.

――, (2004b), 'The State and Access to Environmental Justice: From Liberal Democracy to Ecological Democracy', Keynote Speech for EDO WA (Environmental Defender's Office Western Australia) Conference 20 February 2004, http://www.edowa.org.au/presentations/EDO_AEJ_RobynEckersley.pdf

[17] このような持続可能性に関する強い倫理的主張が近年登場してきている。（たとえば Bosselmann を参照）このような主張は生態系の持続可能性を守ることが人間の経済活動から得られる利益などに常に優先されるべき理由として，生態系が人間の存在の不可欠の条件であることをあげる。このような事実性に基づく倫理的主張は，それが真理であるがゆえに万人が無条件的に受け入れるべきだという形で主張されるならば，再び抑圧的な一種のエコセントリズムへと回帰していく可能性がある。そのような倫理的主張が，環境プラグマティストが批判してきたエコセントリズムの抑圧性を回避したいと考えるならば，このような原理の擁護者は，その倫理的言説を必ず民主主義的な熟議にかける制度的保障と，その言説の科学的な根拠の妥当性に関する厳密な検証の討議を受け入れなければならないように思われる。

Gutmann, A and Thompson, D., (2004), *Why Deliberative Democracy*, Princeton University Press.

Hare, R.M., (1981), Moral Thinking, Clarendon Press.（邦訳 『道徳的に考えること』，内井惣七＋山内友三郎監訳，勁草書房，1994 年）

Korsgaard, C.M., (2008), *The Constitution of Agency*, Oxford University Press.

Norton, B., (1996), 'Integration or Reduction: Two Approaches to Environmental Values', *Environmental Pragmatism*, Andrew Light and Eric Katz (eds.), Routledge, pp.105–38.

Rawls, J., (1971), *Theory of Justice*, Harvard University Press.（邦訳 『正義論』，矢島鈞次監訳，紀伊國屋書店，1979 年）